

令和2年10月9日

物部川流域ふるさと交流推進協議会

1 ダムや河川に堆積する土砂の原因となる、森林荒廃による表土流出や大雨による山腹崩壊等を抑制するため、森林保全整備への多様な取り組みを実施すること

(木材増産推進課)

(答)

- 1 国土の保全や水源のかん養など森林の有する多面的機能を持続的に発揮していくため、国の補助事業等を活用しながら地元の3市及び林業事業者と連携し、間伐等の森林整備を引き続き進めてまいります。
- 2 また、皆伐後の伐採跡地には林地の荒廃防止と持続可能な森林資源の整備に向け、スギやヒノキをはじめ成長の早い早生樹や広葉樹など、地域及び森林所有者の意向をお聞きしながら、多様な樹種による森林の造成に取り組んでまいります。
- 3 加えて、森林経営管理制度による新たな森林管理の在り方について、3市をサポートしながら事業の実施に向けて取り組んでまいります。

令和2年10月9日

物部川流域ふるさと交流推進協議会

2 長期濁水の原因となっている、永瀬ダムを始めとした、流域全体に堆積した土砂の撤去、及び撤去した土砂の下流部への適正な還元を行うこと。

(河川課・電気工水課・治山林道課)

(答)

- 1 平成30年7月豪雨等、近年頻発する豪雨に伴う広域的な山腹崩壊の発生などにより、大量の土砂が貯水池に流入している永瀬ダムでは、災害復旧工事等により堆積した土砂撤去の取組を進めています。
- 2 更に、永瀬ダムでは今年度創設された緊急浚渫推進事業（事業期間：R2～R6）を活用し新たな作業道や仮置場の増設を進め、来年度以降の土砂撤去を加速させる予定です。
- 3 永瀬ダム下流に存する吉野ダム、杉田ダムにおいては、工事等の水位低下時に可能な範囲で土砂撤去を行います。
- 4 撤去した土砂については、杉田ダムから下流の河川を管理している国土交通省と協議のうえ、極力下流部へ還元されるよう努めます。
- 5 更に抜本的な課題解決に向け、今年度から令和4年度までの3か年で

「ダム再生計画」の策定に取り組みます。

- 6 また、上流域の山地及び溪流においては、効果的に治山事業を実施し、土砂の流出防備に努めます。

令和2年10月9日

物部川流域ふるさと交流推進協議会

3 河川機能を回復する為の適切な維持管理水量が確保できる対策を行うこと

(河川課)

(答)

- 1 物部川の維持流量については、平成19年3月に国が定めた河川整備基本方針において、将来目指すべき目標量が定められています。
- 2 昭和32年に完成した永瀬ダムでは、目標の維持流量を流せる容量を持っていません。
- 3 このため、物部川における農業水利権の更新時において、かんがいに必要な水量が減少された際には、その量を活用するなどして、維持流量を増加させる取組を行ってきました。
- 4 今後も、農業利水者である土地改良区や河川管理者である国土交通省など関係機関と連携し、基本方針で定められた維持流量に近づけるよう、様々な検討を進めます。

令和2年10月9日

物部川流域ふるさと交流推進協議会

4 物部川本流、支流における河川整備工事等において、河川の環境保全・生態系の維持に対して、最大限配慮すること

(河川課)

(答)

- 1 平成30年7月豪雨では、多くの河川管理施設が被災するとともに、土砂の移動と堆積などにより、河川形状が大きく変わり、瀬や淵が消失し、アユの餌である藻類が育つ環境が減少するなど河川環境が悪化しました。
- 2 土木事務所では、洪水後に河川の点検を行い、護岸が被災した箇所の災害復旧工事や土砂が堆積した箇所の掘削工事などを行いました。
- 3 工事の中では、瀬や淵の復元を目的に、河川内にある巨石を再配置したり、生物の生息環境の保全に配慮した工法で護岸を復旧するなど「多自然川づくり」の取組を行っています。
- 4 物部川が本来有している豊かな生物の生息・生育・繁殖環境と河川景観の保全に十分配慮し、引き続き「多自然川づくり」に取り組んでまいります。

令和2年10月9日

物部川流域ふるさと交流推進協議会

5 物部川に関係する各種団体が、相互に協力し合える環境を整え、物部川の清流保全を進めるために、その調整役・とりまとめ役として、実行的な役割を果たすこと

(環境共生課)

(答)

- 1 物部川清流保全計画は、清流の再生を目指すために住民、事業者、行政が共に考え、行動することを目的に策定しており、流域全体で取り組むといった住民との協働に重点を置いています。
- 2 そのために、物部川清流保全推進協議会を立ち上げ、様々な団体の関係者が委員となり、物部川の清流保全の推進に係る課題等を共有しながら取組を進めています。
- 3 しかしながら、清流の再生につながる取組の内容や実施状況などについて、十分に共有できていない情報も見受けられます。
- 4 このため、今後、関係機関の清流の再生に係る取組について取りまとめを行い、情報共有するなど、それぞれの団体の取組が円滑に進むよう、県としての役割を果たしてまいります。

令和2年10月9日

物部川流域ふるさと交流推進協議会

6 物部川に係る各種団体、流域住民と協働した、効果的な物部川の清流保全に関する広報・周知活動の実施、及びイベント等を開催すること

(環境共生課)

(答)

- 1 物部川清流保全計画は住民との協働に重点を置いているため、各種団体が実施するイベントでのパネル展示や人的支援による参画等を通じ、引き続き協働して普及啓発活動を推進します。
- 2 今年度の新たな取組として、環境学習講座リストを小学校に配布し、流域3市の教育委員会と連携して、子どもたちへの環境学習を推進していきます。
- 3 また、今年度に物部川で工事を行う際の「環境配慮事項」を作成し、国、県、流域3市の工事担当者にはしっかりと周知してまいります。
- 4 このように、今後も内容に応じて効果的な広報活動について検討してまいります。

令和2年10月9日

物部川流域ふるさと交流推進協議会

7 物部川の清流保全に関する事業にかかる必要な予算の確保と、事業実施における十分な職員を確保すること

(環境共生課)

(答)

- 1 物部川清流保全計画においては、物部川をかつての「天然アユが湧き立つ川」に再生することを目指し、「濁りのない安定した水質の川」「子どもたちをはじめ、人々でにぎわっている川」など、5つの目標を掲げています。この5つの目標を実現するために、部局横断で様々な事業を展開していきます。
- 2 今後も、必要な予算の確保と、事業量に見合った職員の配置等について、適切に対応してまいります。



令和2年10月9日

物部川流域ふるさと交流推進協議会

8 物部川関連部門である農林部門、土木部門、環境部門、産業部門、観光部門等がチームとなり、物部川流域の活性化や発展を含めた、「清流物部川」を目指す、相互に連携した事業を実施すること

(環境共生課)

(答)

- 1 物部川の清流保全については、「物部川清流保全計画」に基づき「天然アユが湧き立つ川」に再生するため、流域住民、団体、行政等が協働して、子どもたちを対象とした環境学習の開催や農業濁水の軽減対策など、様々な取組を行っているところです。
- 2 また、県では県庁各課の施策に加え、産業振興計画等に基づいて地域の活性化や発展に取り組んでまいりました。
- 3 今後は、物部川の清流保全に関連する地域活性化の取組について、物部川清流保全推進協議会において広く情報共有を行うとともに、関係部局が連携し、関係者や流域3市とも協力して流域の皆様の取組を支援してまいります。